

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 26 日

新潟市監査委員 高 井 昭一郎
 同 伊 藤 秀 夫
 同 風 間 ルミ子
 同 竹 内 功

監査結果等に基づく措置

令和元年度第 1 期財政援助団体等監査結果報告（令和元年 12 月 25 日 新監査公表第 8 号）分

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
6	公益財団法人新潟市国際交流協会 国際課	<p>(3) 意見（一部抜粋）</p> <p>平成 26 年度以降は本市の全額出捐による基本財産の運用益だけでは年間の事業費を賄えず、本市からの財政的援助に大きく依存している状況が見受けられた。現在のように自主財源に乏しく、本市からの補助金に依存する状況が続けば、本市の厳しい財政状況の影響を大きく受け、公益目的上必要な事業に対して十分な財政的援助を得ることができなくなるおそれがある。このような状況の中で、限られた財源を有効に活用するためにも、協会には、求められる役割、期待される役割を念頭に置いて、現在の事業内容をあらためて見直すとともに、時代のニーズに合った事業を展開していくことが求められる。</p> <p>協会は本市が平成 2 年から平成 3 年にかけて出捐した 10 億円を基本財産としているが、現在は超低金利時代を迎えるなど、社会情勢は当時から大きく変化しており、事業の運営に必要な財源を基本財産の運用益から十分に確保することは困難な状況となっている。このような状況は、本市が出捐して設立した他の財団法人にもいえるが、その中でも協会への出捐額は最も多額であり、今後金利が劇的に高騰し、設立当時のような状況が再来することは見込まれない現在の状況においては、基本財産の有効活用も課題の一つといえる。</p> <p>これらの課題に対応し、今後の増加が見込まれる外国人との多文化共生を推進していくためにも、協会は所管課である国際課と今後の協会のあり方について検討し、協会が今後も時代のニーズに合った公益目的上必要な事業を安定的に継続していくことのできる体制が構築されることを望むものである。</p>	<p>（公財）新潟市国際交流協会は、限られた財源を有効に活用するため、令和元年 6 月に策定した「国際化推進事業 中期計画（令和元年～4 年度）」に基づき、時代のニーズに合った事業を実施するとともに、安定的に事業が実施できるよう基本財産の有効活用や協会のあり方についても、所管課である国際課と共に検討してまいります。</p>